

## 安倍政権の相次ぐ改悪から府内の農林水産業を守れ

【原田】日本共産党の原田完です。農業、漁業、林業の問題にかかわって、京都府の果たす役割について知事並びに関係理事者に質問します。

安倍政権において、農業ではTPP11、日米FTAの推進や農業関連8法案の改悪、林業では地域林業のあり方を歪める森林経営管理法、漁業でも沿岸漁業と水産資源の管理などを歪める「漁業法」は十分な審議を経ず強行可決。これらの改革は一次産業の成長産業化を押し付け、儲かる所を民間大手や海外企業に委ね、小規模事業者を切り捨て、日本の資源を売り渡すものです。

私は、12月8日未明の強行採決に、怒りで涙の討論を行った紙智子参議院議員、倉林明子参議院議員とともに、8日の午後に京都府漁協幹部や舞鶴の主要定置の社長と懇談会を行いました。漁業の現状や強行された漁業法改悪への怒りと今年の懇談で話題になった定置への助成予算が初めて政府概算要求に計上されたことに共感が広がる懇談となりました。

9日には福知山で、生産組合や機械組合、営農法人等々の農業関係者、約150人が参加し、個別所得補償、種子法、集落営農、高齢化と後継者不足等々、厳しい現状や要望を伺ってきました。

日本の第一次産業を一層苦境へとする安倍政権は、財界主導の規制改革推進会議の意向を受けて、現場の声を聞かず、実態や役割が顧みられないことは重大であり、本府の姿勢も問われています。知事は、本府の農林漁業従事者の厳しい状況をどのように認識しておられるのか、さらに、安倍政権の一次産業の改革に反対するべきですがいかがですか。また、本府の一次産業をどのように守るのか、見解をお聞かせ下さい。

## TPP11、日米FTAから農業を守り、食糧自給率向上のための取り組みを

【原田】その上で、まず農業問題についてお聞きします。

第1にTPP11と日米FTAにかかわる問題です。経済主権や食糧主権を売り渡すTPPの本質は変わっていません。

さらに、日米FTAは、米国からの市場開放・規制緩和圧力も加わり、TPP以上に影響が広がる懸念があります。

日本では2017年度の食料自給率が38%と発表されました。安倍政権は25年には自給率を45%に引き上げる目標を掲げましたが、まさに逆行した政策です。

日本の農業を巡る深刻な国際情勢に加え、安倍政権は「攻めの農政」といって、農地法、農協法、卸売市場法、主要農産物種子法等を次々と改訂あるいは廃止し、農業経営の規模拡大や企業参入、輸出戦略の強化など悪政を押し付けています。これでは農業の担い手がさらに減り、条件の不利な農地が切り捨てられ、国内の自給力は弱体化する一方です。

京都でも、センサスを見ると高齢化による離農が進み、就業人数で2005年で39406人が2015年には24760人まで減少し続けています。

農業の状況は深刻化しているにも関わらず、政府は農産物輸出の強化や6次産業化といった農業振興方針のほんの一部の成功例ばかりを強調してきました。競争、効率一辺倒では、京都の農業を担っ

てきた家族経営、小規模農業を置き去りにする、まさに亡国の農政を進めてきたのではないのでしょうか。

国策で価格の安い輸入品とのさらなる価格競争を農家に強いる政策はまともな農業支援ではありません。食料自給率が4割を切る国で輸出を強めて「稼ぐ農業」を推進するなど本末転倒です。

そこで伺います。京都の農業が年々厳しくなる中で、TTP11の影響をどのように認識しているのかお答えください。

また、日本の農林水産業を第1次産業にふさわしく位置づけ、自給率を大幅に引き上げることこそ急務だと思いますがいかがですかお答えください。そして、そのためにも、国に対してTTP11の発効中止と日米二国間FTA交渉の中止を求めるべきではありませんか。

## 小規模農家を支える世界の流れを尊重した施策を強化せよ

【原田】第2に国連における「家族農業の10年」にかかわって伺います。

京都の農業は1ha未満が10500軒、5ha未満4500軒と家族農業が圧倒的です。国連では来年19年から家族農業の10年として、小規模家族経営農家を守ることで農業経営支援を位置付けた取り組みが求められています。世界の食糧の8割が小規模・家族農業によって生産され、食糧安全保障や食糧主権を支える基盤であること、さらに土壌保全、生物多様性の維持、地域経済の活性化や雇用創出等の多面的な役割の担い手として認められていることなどが背景にあります。

家族農業の10年とともに、国連で「小農と農村で働く人々の権利宣言」が採択されました。これは行き過ぎたグローバル経済への反省から、小規模農家の食料主権確保への貢献を評価し、種子の安定的な提供への措置、協働組合への支援措置等を明記する画期的なものです。これら権利を保障することが、家族農業の10年の具体化になると思いますが、日本政府は棄権と国際的潮流に背を向けています。

日本共産党は、安倍政権の大規模化、効率一辺倒の農政を厳しく批判し、食料自給率50%台への早急な回復を国政の柱に据え、農林漁業の多面的な発展、多様な家族経営が成り立ち、安心して就農できる価格保障や所得補償など経営条件を抜本的に改善することを提案してきました。

京都府でも、負の影響に晒されている小規模・家族農業を公的政策の責任において保護することや持続可能な社会実現のため潜在的力が発揮できる政策的支援が求められています。

そこで伺います。京都府として「家族農業の10年」、「小農権利宣言」実現をどのように捉えているのか。本府は国が「小農権利宣言」を棄権したことについて、抗議を行うべきではありませんか。また具体的にどのような施策・事業を推進されようとしているのかお聞かせください。特に家族経営農家、労働賃金など他からの所得で農業を支えている兼業農家の支援、農村地域では若手と言われる定年退職後の農業従事者、地域を守る農業者を支え、農業で成り立つ農家経営への支援、地域振興にどう取り組もうとしているのかお聞かせください。

また、地域振興、地域を支える里の仕事人が現在15人配置されていると思うが、地域を丸ごと支え、その支援を奮闘されている役割をどう評価しているのか、また、里の仕事人の増員で地域支援を強化することが必要と考えますが如何ですか。

## 府内で安心して農業を続けていけるために寄り添った支援を

【原田】第3に本府の農業を守り発展させるための府が果たすべき役割についてです。今年のコメの

作況、農家の話をうかがうと網下米が大量に発生しており、実態は1割ぐらい減収だと嘆いていました。農協の概算払い金が引き上げられても、農家の減収は確定だともいわれています。

さらに米の戸別所得補償が廃止され60Kg当たり850円程度の減収が確定しており、例えば20haの農家では150万円の減収と大規模農家ほど厳しい事態となっています。農業関係者からは、地域で中核的に頑張っておられる大規模農業者が、意欲を失い、借金返済のめどが立ったら農業をやめると言われているとも聞きます。大規模・小規模にかかわらず、農業者の意欲を失わせる農業政策を抜本的に見直さなければ、取り返しのつかない重大な事態に成りかねません。

そうした中で、地域農業を支え、最後の砦となっているのが、集落営農組織であり、個人の努力で地域農業を支えている農業者ではないでしょうか。

そこで伺います。京都の農業を支える農業者の多くは小規模農家であり、家族経営、兼業農家をはじめ様々な担い手によって成り立っていますが、その潜在力、自給力をどう評価しているのかお聞かせください。同時に集落営農リーダー後継者づくり、農業機械、トラクターやコンバイン等々の更新、オペレーターづくり等々課題は一刻も猶予がありません。現状どのように捉え、打開策をどのように考えているのでしょうか。特別な支援制度の検討が必要ではないかと思いますが如何でしょうか。

また、政府が「日本の農業は競争力がない」などと否定するのは、根本的に間違っています。日本農業は世界でも類を見ない効率的で生産性の高い農業です。農地1haあたりで何人の人を養えるか。オーストラリアは0.1人、アメリカは0.8人、ドイツは4.5人です。わが日本は、10.5人です。これは水田という最も高い生産力をもつ農地が中心で、日本の農業、農業者が、優秀だからです。この農業の利点を京都府でどう生かしてこうとしているのでしょうかお聞かせください。

若い後継者づくりについて、新規就農者は2011年度の「青年就農給付金」は年間最大150万円の営農資金を最長5年間交付しますが、就農3年目に経営状況を評価し、経営改善が図られない場合には支援を打ち切る中間評価制度を導入しました。評価制度は、農業経営が、計画通り進んでいるかを評価し、不良と判断すれば営農資金の打ち切り、場合によっては返還を求めるものです。

中間評価制度の導入は、新規就農者の増加にブレーキとなりかねず、京都府は従来通り支援を強めるのかどうか。また国に対しては撤回を求めるべきではありませんかお答えください。

## 漁業法の改悪を許さず、漁業者が真に喜ぶ支援こそ進めよ

【原田】次は漁業法についてです。

先日も舞鶴や浅茂川、湊、間人等の漁業者と懇談をしてきましたが、異口同音に言われるのは漁業の深刻な実態で定置も底引きも漁獲減、魚価の低迷だ言われ、後継者問題が言われていました。定置の更新には莫大な借金を要し、その深刻さは存続に関わると言われていました。この間、台風被害の定置に対して初めて、初めて助成制度が作られ大変喜ばれ、また、湊では市場はないため、舞鶴やその他に移送にあたって、製氷機の設置で負担軽減になったと言われていました。

また、国でも一貫して私達が求めてきた定置網への漁船並みの支援が、第一次概算要求に計上されたとも聞きます。

その一方で安倍政権は漁業法を70年ぶりの基本原則を骨抜き改悪、漁協から権利をはく奪し民間導入を規制改革推進会議の意向を受け、官邸主導で強行しました。強く抗議するものです。

現行の漁業法は、漁民の総意で漁場を民主的に運用するため、地元の漁業者が全員加入する漁協に沿岸漁業権の一括する仕組みであり、戦前に羽織漁業者の利益独占の反省から作られた制度です。地

元優先の漁業権のもと、漁村社会の豊かな文化と海の資源・環境を守ってきました。漁業法の根幹をゆるがし、京都府でも漁業法の改定により沿岸漁魚は大打撃を受ける危険があります。

そこで伺います。定置網への支援制度の実現に向けて要請を引き続き強めていただく事を求めますがいかがですか。

漁業法は、その漁業権を知事が直接企業に与え、地元優先のルールを廃止するものであり許されません。水産庁は、地元漁業者が漁場を「適切かつ有効に活用」している場合は継続して漁業権を与えるとっていますが、恣意的に運用しない保証はありません。漁業権を引き続き地域の代表として漁協への付与の継続、漁協未加入者法人等への漁業権付与は撤回するよう国に求めるべきです。

漁業権を審議する海区漁業調整委員会の公選制も廃止し、知事による任命制としています。公的資源の海の活用であり、公であるなら当然、公選制の維持が必要ですし、第一条の目的から「漁業の民主化を図る」の文言を削るなど、認められるものではないと思いますがお答えください。

漁業は94%が小規模沿岸漁業です。漁業政策に求められるのは、小規模沿岸漁業を中心に据えることであり、地元の漁業権を企業に明け渡すことは許されません。京都府知事として強行された漁業法改定に反対の意見を言うべきだと思うが如何ですか。

## 森林経営管理法に反対し林業を支える支援を

**【原田】**次に林業についてお聞きします。

今年度の災害では、土砂崩れや倒木の問題に直面しました。防災や国土を守る観点でも、林業の立て直しや持続可能性の確保は急務です。

しかし、林業経営は厳しい状況にあります。国産材は経営努力でやっと輸入材に迫る価格まで近づきましたが、TPP11 やヨーロッパとのEPAで低関税になれば、外材に立ち行かない事態になり、一層厳しい環境に林業が置かれることとなります。

さらに今年5月に成立した森林経営管理法も問題です。この法律は山林所有者に適時に伐採、造林保育の実施を義務付け、義務が果たせない時に市町村に経営管理権を譲渡するものであり、しかも所有者が譲渡を断った場合でも知事の判断で取り上げることを可能にする非常に強権的なものです。

そもそも森林経営を厳しくさせたのは、木材価格の低迷により採算割れが根本にあり、過去の失政への反省もなく法施行は問題です。さらに、市町村には林業関係の専門家がない場合もあり、多大な負担を掛けることは目に見えています。そして、もうかる山を伐採業者に売り渡す中で、日本の森林資源の持続可能性を確保できるのか、短伐期皆伐が横行し、防災を含む山林の多面的機能が大幅に低下する危険もあります。

京都府の厳しい林業を成り立つよう応援することが求められますが山主、森林組合、関係事業者への支援を考えられているのでしょうか。また、強権的な運営、各自治体に負担を強いる森林経営管理法に反対の意見を上げるべきではありませんか。

**【知事・答弁】**原田議員のご質問にお答え致します。農林水産業に関する認識についてでございます。農林水産業は国の基といわれるように、国民への食糧の提供だけではなく、水環境や自然景観、生物多様性の保全、防災の機能、さらには地域コミュニティや伝統行事、食文化と深く結びつき、様々な面で大きな役割を果たしています。

一方で、農業従事者の全国的な減少や高齢化、耕作放棄地の増大をはじめ、農林水産業の状況が厳

しさを増す中、国は一連の農政改革を通じて、農林水産業を産業として、若者達が将来に希望の持てるものになるよう、政策の充実を目指すこととされているところでございます。京都府としては農林水産業が将来性のある、また魅力ある産業として成長することは若者の新規就農にも繋がるなど、地域の活性化の観点からも大切であると考えております。

しかしながら、その一方で中山間地域が7割を占め、小規模な家族経営の多い農業、木材価格が低迷し担い手が十分に確保できず、また、小規模な施業地が点在している林業、多様な魚種を供給する小規模な沿岸漁業が多くを占める漁業などの京都府の実情をふまえ、事業者を支援する細やかな政策を同時に講じることも重要と認識をしております。こうした観点から、国との関係につきましては、活用すべき施策はフルに活用しつつ、地域の実態をふまえた細やかな政策の充実を強く要望する一方で、府独自の事業を組み合わせ、現場を力強く伴走支援することによりまして、多様で特色ある京都ならではの農林水産業や農山漁村の暮らしを守ってまいりたいと考えております。

**【農林水産部長・答弁】** 農業問題についてであります。T P P 11等の貿易協定と食糧自給率についてです。貿易協定については、総合的な国益の観点から、国において決定されるもので、T P P 11についてはすでに国会で承認されております。京都府としましては、交渉が始まって以降、国に対し生産現場が混乱しないよう、必要な情報開示や府の実情に沿った対策を実施するよう要望活動を行ってきました。さらに、T P Pについては米国の離脱やT P P 11の合意をふまえ、本年5月、国の試算にない生産分野等も加えて、影響試算を行い、生産額ベースで最大12億円減少する可能性があるとの結論を得たことから、引き続き対応を国に求めてきました。

こうした強い要望活動の結果、国はT P P関連の補正予算を平成27年度から3年間に渡り計上し、京都府においては50億円を超える予算を獲得して畜産、酪農の生産基盤の効果や中山間地域を含む産地の競争力を高めるための施設整備等をこれまで進めてきたところです。

現在、国で検討されている本年度2次補正予算案にも、T P P関連の予算が盛り込まれる方向との情報もあり、引き続きこれら国予算も活用し、マーケットの実情に応じた生産体制の強化を図ることで、農林漁業者を支えてまいります。

また、食糧自給率については、国が国民に対する食糧の安定供給を確保する責務を有し、国産の作物の消費拡大や農業生産の増大を図る施策を総合的に推進しているものとしています。京都府といたしましては、地場産業との結びつきや、農業者の高い生産技術をいかし、需要が旺盛な京野菜生産や酒米などへの転換を推進するとともに、宇治茶の振興などを通じて京都ならではの足腰の強い農業経営を育成し、食糧の安定供給にも貢献してまいります。

次に、国連における家族農業の10年等についてであります。家族農業の10年や農村地区で働いている農民及びその他の人々の権利に関する国際連合宣言は、家族農業の重要性について国際的に認識し、飢餓や貧困の撲滅達成を目指して提案されたものと理解しています。これらに対する日本の対応は国として総合的に判断されたものと考えています。小規模な家族経営が大部分を占めている京都府の実情をふまえ、その持続性が確保できるよう、集落営農組織の他、定年帰農者への技術指導等により、小規模零細農家を含め地域を守る様々な農業者をきめ細かく支援してまいります。

また、京都府では農村集落を命の里と位置づけ、職員自ら里の仕事人として現場に入り、地域の課題解決と一緒に取り組んでまいりました。こうした取り組みを通じて特産品の開発による地域の所得向上や雇用創出、都市農村交流の活発化などの成果も出てきており、引き続き市町村と連携し

てしっかり伴走支援をしてまいります。

次に、京都府の農業を守り発展させていくための果たすべき役割についてであります。中山間地域を多く抱える京都府では、小規模な経営や集落営農組織が農業、農村を支える重要な担い手です。こうした小規模な農家は高品質で付加価値が高く、多様なニーズにきめ細かく応える能力があるといわれています。このため、新品種導入、共同機械の整備、販路拡大など、ソフト・ハード両面から様々な支援をしております。さらに、後継者育成や経営力のあるリーダーの要請などを旨とし、担い手要請実践農場や京都農人材育成センター等で人材育成に取り組んでいます。

また、水田はため池、水路などの水利施設とも一体となって持続性にも優れた日本特有の生産システムであり、農地の大部分を占めていることからこうした水田をいかに農家を支えることが大切と考えています。国の米政策の見直しをふまえ、農家の所得を確保し、水田を含む農地を守るため、府の独自政策として共同機械の導入等による米生産の低コスト化、また、酒米など実需とのマッチング支援やブランド力向上のためのPR強化、そして米から京野菜など高収益作物への転換促進の3つの柱で対策を展開しているところです。特に酒造業界からのニーズの大きい酒米、京のかがやきなどへの転換に対し、個々の農家に直接交付される産地交付金制度について、国に対しその充実を強く要望しており、これらの支援策を有効に組み合わせながら京都の水田農業を守ってまいります。

若手新規就農者を確保するための、農業次世代人材投資事業については、新規就農者の着実な経営確立を図る観点から31年度に市町村が営農状況や経営実績の中間評価を実施することとされています。評価の結果、経営実態が不良であり、かつ、改善の見込みがないと見られる場合はその後の給付が受けられなくなる可能性があります。返還まで求められるものではありません。京都府としては新規就農者が厳しい評価を受けることがないように、自立へのサポートに取り組んでおりまして、引き続き市町村や商工関係団体とともに農業改良普及センターを核とした京の農業応援隊によりまして技術面、経営面からの指導を行い、新規就農者の定着を支援してまいります。

次に、漁業問題についてであります。国が平成31年度、予算概算要求に新たに盛り込んだ漁具リース支援制度は定置漁網など府内でも非常にニーズが高く、これまで府として継続して国に制度創設を求めてきたところ、今般具体化されたものです。さらに、国に対して本事業について十分な予算確保と小規模な漁網も対象とするよう要望するとともに、台風で被災した定置網等の漁具の復旧を支援する事業創設も強く求めているところです。今後とも、府内漁業者の経営を支えていくため、必要な支援を要望し、また十分に活用をしてまいります。

水産資源の減少等により生産量や漁業者数が減少する中、適切な資源管理のもとで海面の有効利用を図り、漁業の成長産業化を目指すとした漁業法改正法については既に可決されたところですが、現在の漁業権者が漁場を有効利用している場合には継続して免許されることとなっており、また、海区漁業調整委員会の委員選任方法が従来の公選制から知事選任制に変更される点については、選任にあたり知事は委員になろうとする者を公募するほかに、漁業者や漁業者団体等が推薦するものを尊重しなければならないことなど、漁業者の意見を重視した仕組みとなっています。なお、「漁業の民主化」については国によれば、法制で当時の封建的な漁業慣習・慣行がこれまでの運用により既に解消されていることから、現時点で法の目的とする必要はないと判断されたとのことであり、その是非については国会において議論されるべきものであると考えています。京都府としては、現場で頑張っている漁業者が安心して漁業を継続できるよう、海区漁業調整委員会の意見も聞きながらこうした制度を適切に運用することが大変重要と考えています。こうした観点に加え、水産資源管理の強化や沖合漁業

の生産性向上などが打ち出された今般の法改正にあたって、京都府としては沖合漁業の総合区域や期間の見直しなど、小規模零細な沿岸漁業の経営体が多い府内漁業の実情に配慮するよう国に求めています。

今後とも、制度運用や予算確保を国に要望するとともに、府としても必要な施策を講じ、京都府の漁業や漁村の維持、発展を図ってまいります。

次に、林業問題についてであります。来年度から施行される森林経営管理法は森林所有者が所有森林について適切な管理運営を持続的に行う責務があることを明確化した上で、森林所有者自らが経営管理をすることが困難な森林を対象とし、原則、所有者の同意のもと、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐなどして、森林の適正管理を図ることにより、土砂災害リスクの低減など、防災面も含めまして森林の多面的機能の発揮に資することを目指すものです。議員ご紹介の知事の裁定については、現に森林の経営管理が行われていないにも関わらず、所有者の意思表示がないなど、森林の防災機能等の多面的機能の発揮を図るためにやむを得ない場合に措置するものであり、不同意の所有者に意見書の提出機会を提供し、その内容や地域における事情も勘案するなど森林所有者の意向や権利にも配慮した仕組みとなっています。京都府といたしましては、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムが適切に運用されることにより、意欲と能力のある林業経営者の施業の集約化や効率化が図られ、その収益が所有者などにも還元されるよう、現場の関係事業者等と協議を進めてまいります。

さらに、こうした取り組みと併せて、高性能林業機械や路網等の基盤整備、担い手の育成確保などによる、意欲のある林業経営への支援や府内産木材の利用を推進するなど、府内の森林資源が着実に循環利用されるよう、引き続きしっかりと、取り組んでまいります。

**【原田・再質問】** ご答弁いただきました。知事は色々と言われましたけれども、国の施策を是としており、産業としての施策の充実といわれましたが、今の認識では、京都の農林漁業は守れません。地域や環境を守る京都の農林漁業を支える圧倒的な小規模事業者の減少は止まらない。府民の命と暮らしを守る立場で国の一次産業政策への姿勢をもう一度お伺いしたいと思います。

さらに、京都府の農業の最後の砦「集落営農組織」が農業者の話を聞くと、少なくない組織では解散も検討と言われています。もし解散ともなれば大量の耕作放棄地が発生しかねません。

この事態にしっかりと状況を把握し、事業継続への再投資支援は必須の課題です。集落営農、地域農業支援、施策方針について再度お答えください。

**【知事・再答弁】** 私共といたしましては、まずは農林水産業を取り巻く状況の厳しさを十分に認識しながら、しかも先程申し上げました京都府の農林水産業が抱えている実情を十分に現場で把握した上で、国との関係につきましては活用すべき施策はフルに活用し、地域の実態をふまえた細やかな政策の充実を強く要望する一方で、我々が独自に取り組んでおります事業を組み合わせまして、現場で力強く伴走支援をすることによりまして、ご指摘のありました京都府における水産業、また農山漁村の暮らしをしっかりと守ってまいりたいと考えております。

**【農林水産部長・再答弁】** 小規模な農業者を初めとした農業者の支援についてでありますけれども、農業が生産以外にも地域にとって重要な産業であることに鑑みまして、その小規模な経営の持続性が

確保できますよう、これまで通り集落営農組織、しっかりハード・ソフト両面から支えてまいりたいと考えております。

**【原田・指摘】** 国の第1次産業の破壊は暴走政治です。府が来年度予算で戸別所得補償、集落営農の機械更新、新規就農者支援、定年者の就農促進・支援、漁業、林業支援を求めて質問を終わります。